

KOKUHO
SAKATA

国保さかた



2021.2.1

©発行 酒田市健康福祉部国保年金課
〒998-8540 酒田市本町三丁目2番45号
TEL.0234-26-5727 FAX.0234-22-6466
E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp

足腰を鍛えることは介護予防にもつながります。音楽に合わせて体を動かし、楽しく運動しています。『にぎわい元気アップ教室／中町にぎわい健康プラザ (12/22)』

高齢者（70歳以上）世帯の高額療養費支給申請手続きが便利になります！

酒田市国保に加入している、高齢者（70歳以上）世帯の高額療養費の支給申請手続きについて、これまでは診療月ごとに申請が必要でしたが、簡素化の申請をしていただくと以後の申請が不要となり、高額療養費が発生すると指定した口座に振り込まれるようになります。

対象となる世帯は？

下記①、②のすべての条件を満たす世帯

- ① 世帯主が70歳以上であること。
- ② 世帯の国民健康保険に加入している方全員が70歳以上であること。

※世帯の状況については、高額療養費の対象となる診療を受けた月の初日で判断します。

簡素化の対象から外れる場合は？

下記①～③に該当する場合は簡素化の対象から外れ、診療月ごとの申請に戻ります。

- ① 70歳未満の方が国民健康保険に加入するなど、簡素化の要件を満たさなくなった場合。
- ② 世帯主が変わった場合。
- ③ 指定した口座に振込ができなくなった場合。

※対象から外れた後に簡素化の要件を満たせば、再度簡素化の申請をすることができます。

申請するには？

対象の世帯には、従来の高額療養費支給申請書にあわせて「高額療養費支給申請書（簡素化世帯用）」を同封してお送りします。記載されている承諾事項をよくお読みのうえ、両方に必要事項を記入し、提出してください。

気をつけることは？

- ・振込先指定口座を変更する場合は、再度申請が必要です。
- ・75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合は、別途後期高齢者医療制度において、高額療養費の手続きが必要です。
- ・高額医療費を受け取るためには、医療費を全て支払い済である必要があります。

国民健康保険に加入するときは

脱退するときも
手続きが必要です

国保の加入・脱退には、市役所での手続きが必要です。「国民健康保険」と「会社等の健康保険」が自動で切り替わることはありません。手続きの際には、次のものをお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所地域振興課までお越しください。

★必要なもの

- ◆資格喪失連絡票など（会社等の健康保険を脱退したことを証明するもの）◆印鑑（認め印で可）
- ◆年金手帳（60歳未満でお持ちの方）◆マイナンバーカード◆窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等）
- ◆委任状（別世帯の方が届出をする場合）

※脱退のときは、資格喪失連絡票に代わり、新しい健康保険証が必要です。



大学などへの進学・卒業が決まったら

酒田市国保に加入されている方で、進学を理由に酒田市外へ転出される方に、学生用保険証を交付しています。学生用保険証の交付には切り替え手続きが必要です。転出届を提出したら、

- ①学生であることが証明できるもの（在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書など）
- ②今までの国民健康保険証

をお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所地域振興課へ届出を行ってください。

★卒業などにより学生用保険証を返却する場合

酒田市国保の学生用保険証（右側に㊦と記載）をお持ちの方で、今年3月に卒業予定の方がいる世帯には、返却手続きの案内通知をお送りします。進路に応じた手続きが必要になりますので、案内通知で必要書類を確認のうえ手続きをしてください。

※学生用保険証を使用できるのは、「学生である期間」のみです。

※進学や退学などにより学生である期間が変更になる場合も、学生用保険証の有効期限を変更する手続きが必要となります。

保険証利用には
事前登録が必要です

マイナンバーカードを取得しませんか？

2021年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになります。マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、是非この機会にご申請ください。

どんないいことがあるの？

例えば・・・

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！



マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！



※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。